

第5号議案

計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱いについて

(案)

送配電等業務指針第32条1項に基づき、東京中部間連系設備（FC）に係わる計画策定プロセスおよび東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱いについて、第2回広域系統整備委員会（平成27年6月8日開催）での議論を踏まえ、下記のとおりとする。また、本取扱いについて関係する一般電気事業者（東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社）に通知する。

記

1. 取扱いを定める目的

計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備の実現性を担保するため

2. 取扱い対象の系統アクセス業務

計画策定プロセスにおける広域系統整備計画の決定内容により、対策内容が変わる可能性のある系統アクセス業務

3. 取扱いを行う期間

平成27年6月24日から、業務規程第35条第1項に規定する広域系統整備計画の取りまとめまで

4. 取扱い内容

別紙1、2のとおり

5. 発電設備等連系希望者への周知方法

本取扱いについて、すみやかに本機関および関係する一般電気事業者のウェブサイトへ掲載

上記に加え、計画策定プロセスの基本要件決定後においては、基本要件で決定した内容を把握できるよう、本機関および関係する一般電気事業者のウェブサイトへ掲載

6. その他

本機関は、関係する一般電気事業者に対し、当該計画策定プロセスの検討において必要な場合には、本取扱いの状況等について情報提供を求める。

【添付資料】

別紙 1：東京中部間連系設備（F C）に係る計画策定プロセス期間中における系統アクセス業務の取扱いについて

別紙 2：東北東京間連系線に係る計画策定プロセス期間中における系統アクセス業務の取扱いについて

以 上

東京中部間連系設備（F C）に係る計画策定プロセス期間中における 系統アクセス業務の取扱いについて

1. 対象とする系統アクセス業務

佐久間F C、東清水F C周辺の高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者からの申込みにおける系統アクセス業務のうち、計画策定プロセスにおける「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」

なお、広域系統整備計画の決定内容により系統アクセス業務の回答内容が変わらない場合は対象外とする

2. 「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」の判断基準（本取扱い適用開始～基本要件の決定）

- ・基本要件検討における広域連系系統の増強案の有無により、検討結果が異なる場合

3. 系統アクセス業務の取扱いについて

広域系統整備計画の決定内容により、系統アクセス業務の回答内容が変わる可能性がある場合は、検討条件の前提等を発電設備等系統連系希望者へ十分説明したうえで、暫定的な回答等を行うものとし、各期間における取扱いは下表のとおりとする。

期間	「本取扱い適用開始(平成27年6月24日)」から「基本要件の決定(平成27年9月 目途)」まで		「基本要件の決定」から「広域系統整備計画の決定(平成28年4月 目途)」まで	
項目	検討条件	系統アクセス業務の回答	検討条件	系統アクセス業務の回答
事前相談 接続検討	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスを優先して検討を進める ・事業者の希望により、計画策定プロセスの増強案を考慮し可能な範囲で検討する。 ・増強案の考慮にあたっては前提条件を明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増強案の前提条件や、基本要件確定までの間は暫定的な増強案であることを事業者へ十分説明し回答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本要件確定の段階で増強内容が確定するため、これを前提とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の前提で後続の接続検討を回答する。
契約申込み		<ul style="list-style-type: none"> ・基本要件決定までは、前提条件が確定しないことから、基本要件確定後に連系承諾※を行う。ただし計画策定プロセスの増強内容と関連がないと判断できるものについては回答を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果により回答する。

※「基本要件決定により前提条件が変更となる場合は、変更後のアクセス検討結果に基づき連系承諾すること」を説明する。

東北東京間連系線に係る計画策定プロセス期間中における 系統アクセス業務の取扱いについて

1. 対象とする系統アクセス業務

東北電力株式会社の供給区域全域（離島等を除く）の高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者からの申込みにおける系統アクセス業務（当該計画策定プロセスに応募した電源を除く）のうち、計画策定プロセスにおける「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」

なお、広域系統整備計画の決定内容により系統アクセス業務の回答内容が変わらない場合は対象外とする

2. 「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」の判断基準

(1) 「本取扱い適用開始」から「基本要件の決定」までの期間

- ・電源線を除く広域連系系統の増強工事が必要になる場合

(2) 「基本要件の決定」から「広域系統整備計画の決定」までの期間

- ・基本要件で決定した広域連系系統の増強の有無により、検討結果が異なる場合

3. 系統アクセス業務の取扱いについて

広域系統整備計画の決定内容により、系統アクセス業務の回答内容が変わる可能性がある場合は、検討条件の前提等を発電設備等系統連系希望者へ十分説明したうえで、暫定的な回答等を行うものとし、各期間における取扱いは下表のとおりとする。

期 間	「本取扱い適用開始(平成27年6月24日)」から 「基本要件の決定(平成27年9月目途)」まで		「基本要件の決定」から 「広域系統整備計画の決定 (平成28年10月目途)」まで	
項 目	検討条件	系統アクセス業務の 回答	検討条件	系統アクセス業務の 回答
事前相談 接続検討	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定プロセスによる系統対策は前提としない ・計画策定プロセスに応募した電源のうち、契約申込みされている電源^{※1}のみを前提とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のただし書きを付して回答 ＜ただし書き＞ 「基本要件の決定」以降の契約申込みの場合、検討条件や回答内容が変わる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本要件を前提とする ※3、※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的な回答^{※5}
契約申込み		<ul style="list-style-type: none"> ・連系承諾の回答 ただし、計画策定プロセスに与える影響が大きい場合^{※2}は、「基本要件の決定」後の系統アクセス業務の取扱いに準ずる 		<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的な回答^{※5}を行い、広域系統整備計画の決定後に連系承諾する^{※6}

※1 系統アクセスに伴う系統対策を含む

※2 「基本要件の決定」直前の申込みの場合、対策候補案の運用容量を超える大規模電源の申込みの場合

※3 基本要件で決定した広域系統整備を行う広域連系系統に関する検討時のみ、計画策定プロセスに応募した電源の全てを前提とする

※4 基本要件で決定した広域系統整備を行う広域連系系統以外の検討時には、計画策定プロセスに応募した電源のうち、契約申込みされている電源^{※1}のみを前提とする

※5 契約申込みに対する連系承諾は「広域系統整備計画の決定」後になることを付して回答する

※6 広域系統整備計画で決定した対策が基本要件で決定した対策から変更となり、アクセス検討の回答内容が変わった場合には、変更後のアクセス検討結果に基づき連系承諾する

以 上